

第113回大会シンポジウム  
デジタル化への税法の対応をめぐる法的諸問題

税務のデジタル化と納税者の権利保護

野一色直人  
(京都産業大学法学部教授)

目次

- |                                    |                           |
|------------------------------------|---------------------------|
| I はじめに                             | IV 税務のデジタル化の進展に伴い生じる法的課題等 |
| II 納税者の権利保護や税務のデジタル化の意味等           | 1 課税庁と納税者との関係             |
| III 税務のデジタル化に係る基本的な考え方や最近の税制改正の内容等 | 2 課税庁と納税者以外の事業者との関係       |
| 1 税務のデジタル化に係る基本的な考え方               | 3 課税庁と税理士等の税務の専門家との関係     |
| 2 税務のデジタル化に関連する最近の税制改正の内容等         | V おわりに                    |

I はじめに

税務上の手続や税務調査におけるデジタル技術の活用といった税務のデジタル化が急速に進展している。同時に、税務のデジタル化の進展によって納税者の権利保護が損なわれる場合が生じるのではないかと懸念も示されている。本稿において、納税者の権利保護との関係から税務のデジタル化の進展に伴って、どのような新たな法的課題や議論が生じるのか、また、これらの新たな法的課題等にどのように対応すべきか等に係る整理や

検討を試みる。

II 納税者の権利保護や税務のデジタル化の意味等

納税者の権利保護や税務のデジタル化の意味については、多様な意味があると考えられることから、まず、本稿における、納税者の権利保護や税務のデジタル化の意味を確認する<sup>(1)</sup>。

本稿における納税者の権利保護とは、適正な手続により租税の賦課・徴収が行われること<sup>(2)</sup>、賦課・徴収に対する争訟は公正な手続で

(1) 国内外に係る租税手続上の問題や国際的な情報交換における納税者の権利保護に関する問題（漆さき「租税情報の取扱いにおける国際的状況」租税法研究50号（2022年）169頁参照）は検討の対象外とする。

また、各種の経済上の取引における課税につい

て予測可能性を確保することも納税者の権利保護の意味の一つであると思われる。ただ、予測可能性に係る所得税法等の実体法上の解釈に係る問題も検討の対象外とする。

(2) 金子宏『租税法 第24版』（弘文堂、2021年）87頁参照。

解決されなければならないこと<sup>(3)</sup>、課税庁への納税者の信頼が裏切られることにより納税者が不利益を被らないこと<sup>(4)</sup>、あるいは、納税者が回避し得ない不利益を被ることがないこと<sup>(5)</sup>を意味するものである。また、特定の納税者に対する取扱いを正当化する特別の事情がない限り、他の納税者と異なる取扱いは許されないといった執行段階における平等の取扱いがなされること<sup>(6)</sup>も意味するものである。

次に、税務のデジタル化の意味を整理する。まず、税務のデジタル化については、このようなデジタル化が納税者の利便性の向上や企業の生産性向上に寄与するものであること<sup>(7)</sup>が大前提となる。

また、税務のデジタル化は、デジタル社会形成基本法2条における「デジタル社会」の定義<sup>(8)</sup>を踏まえると、インターネットを活用

し、納税者や課税庁が税務上の手続を行うこと、インターネットを通じて、納税者や課税庁が税務上の情報の入手、公開、あるいは、通知等を行うこと、課税庁がAI<sup>(9)</sup>（人工知能）を税務調査等の税務行政において用いること<sup>(10)</sup>、納税者や課税庁が情報を記録する媒体として、紙ではなく電磁的記録を用いることを意味するものである。

これらの意味を踏まえ、税務のデジタル化の進展に伴い、課税庁と納税者との関係、課税庁と納税者以外の事業者との関係、課税庁と税理士等の税務専門家との関係がどのように変わるのか、また、これらの関係において、新たに生じる法的課題は何か、当該課題の解決に向けて、検討すべき事項は何かといったことを本稿における検討の対象とする。

また、次の事項等を前提としつつ、税務の

(3) 同上参照。

(4) 水野忠恒『大系租税法 第4版』（中央経済社、2023年）71頁参照。国家に対する信頼を考慮し、税務職員の守秘義務に対する罰則を過重しているという説明である（同上・73頁参照）。

(5) 最判平成26・12・12判時2254-18。

(6) 清永敬次『税法 新装版』（ミネルヴァ書房、2013年）33頁-34頁参照。

(7) 「税務手続においても、ICTの活用を推進し、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点」（「平成30年度税制改正の解説」（以下、「平成30年度税制改正解説」という）1049頁（国立国会図書館HP（[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2018/explanation/pdf/p1044-1093.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/explanation/pdf/p1044-1093.pdf) [最終確認日：2023年3月11日]））という説明を参照。

(8) 「『デジタル社会』とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条

第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術（略）を用いて電磁的記録（略）として記録された多様かつ大量の情報を適かつ効果的に活用すること（略）により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。」（デジタル社会形成基本法2条）。

(9) 「Artificial Intelligence（人工知能）の略称。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術。」（国税庁「税務行政の将来像～スマート化を目指して～平成29年（2017年）6月23日」7頁（国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/pdf/smart.pdf> [最終確認日：2023年3月11日]）））。

(10) 「行政機関が決定に至る判断過程においてアルゴリズムを使用すること」（山本隆司「行政手続のデジタル化の語文脈—特集に当たって」ジュリスト1556号（2021年）15頁）という説明を参照。

デジタル化と納税者の権利保護との関係に係る検討等を試みる。

第1に、税務のデジタル化を含む経済社会全体のデジタル化の進展やAI等のデジタル技術の利活用自体は停止しないこと、また、当該技術は、完成した段階のものではなく、開発途上の段階のものであるが、経済社会において、利活用される可能性があること<sup>(11)</sup>を前提とする。第2に、いわゆるコロナ禍によりこれまでの経済社会における常識等が大きく変化したという状況であることを前提とする。例えば、テレワークやオンライン会議が一般化したことにより税務上の手続において押印が見直されたことはこのような変化を示していると思われる<sup>(12)</sup>。第3に、デジタル技術の進展やスマートフォン等の普及により、多様なサービスや新たなサービスが提供されること期待されるが、同時に、何らかのサービスを享受する上で、誰にどのような負担を求めるべきか等といった検討がより必要とされる

ことが前提にされることが考えられる<sup>(13)</sup>。例えば、いわゆる生産年齢人口が減少する中、会社の間接部門に人員を潤沢に配置することは困難であるという指摘がされており<sup>(14)</sup>、このような状況や傾向は、国等の行政機関においても例外ではなく、基本的に、行政機関における大幅な定員増等の人的資源の確保は期待し難い<sup>(15)</sup>。一定の行政サービスの提供が求められる行政機関において、選択と集中、効率性の向上、あるいは、行政サービスの廃止や利用者に費用（コスト）や事務上の負担を求めること等に係る検討がこれまで以上に求められる<sup>(16)</sup>。

他方、税務のデジタル化が進展する状況において、納税者の権利保護の観点から、堅持すべき税法上の原則や考え方が存すると考えられる。後述するように、例えば、課税処分において理由付記が求められることは、税務のデジタル化が進展する中、社会通念上、恣意的と解されるAIの判断等を課税処分の根拠等とすることを避けることに繋がるといった

(11) AIやデータ倫理が問題となった事例等として、例えば、選考過程において男女差別が生じるとして開発が中止になった人材採用AIの事例の紹介（福岡真之介『AI・データ倫理の教科書』（弘文堂、2022年）97頁－98頁参照）、あるいは、入居審査の効率化のために家賃を滞納する可能性を判定するAIに関して、当該AIの入力項目が、性別、年齢、結婚状態、雇用形態、勤務先、勤続年数等である場合、当該AIの利用に対して、入居審査の不公平に繋がるといった批判の声が上がったことに言及した上で、社会に存在する差別を再生産する可能性があること、同じ支払能力があるにも関わらず別の項目が当該AIの判断において大きな割合を占めているような場合、社会的に許容されない差別が生じるという指摘がされている（同上・111頁－112頁参照）。

(12) 書面主義・押印主義・対面主義がテレワークの阻害要因となっているという説明である（「令和3年度 税制改正の解説」（以下、「令和3年度税制

改正解説」という）945頁（財務省HP（[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2021/explanation/p939-1010.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/explanation/p939-1010.pdf) [最終確認日：2023年3月11日]）参照）。

(13) ラナ・フォルナー「『影の仕事』で生産性下も」日本経済新聞朝刊2023年2月3日7面参照。

(14) 橋本純「BEPS2.0や当局等への対応に不可欠 税務DXはこう実現する」旬刊経理情報1646号（2022年）11頁－12頁参照。

(15) 令和5年度の国税庁の機構・定員に関して、純増37人、総定員（55,985人）が認められた（「令和5年度予算の概要について（機構・定員関係）」（国税庁HP（[https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/teiin\\_kiko/01.htm](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/teiin_kiko/01.htm) [最終確認日：2023年3月11日]）））。

(16) 例えば、行政サービスの廃止や縮小過程に係る検討として、柳至『不利益分配の政治学 地方自治体における政策廃止』（有斐閣、2018年）を参照。

ように、納税者の権利保護の観点から今後より必要と考えられる。

また、上記のような整理等を踏まえつつ、税務のデジタル化により生じる新たな法的問題を整理する上で、税務のデジタル化の進展により生ずると考えられる効果や納税者の懸念等を併せて概観する。

まず、電子申告等の導入といった税務のデジタル化による効果として、行政コストの削減や歳入の確保に寄与することを挙げることができる<sup>17)</sup>。また、税務行政のデジタル化は納税協力コストの削減や脱税等を効果的に防止できるといった論者の指摘<sup>18)</sup>、あるいは、AIを利活用する機会が増加すること等により、課税上、必要な情報をこれまでよりも容易に収集できることから、執行上の能力が向上し、納税者のコンプライアンスを高められるといった指摘<sup>19)</sup>のように、税務のデジタル化の進展によって、税務調査の能力等の課税庁の執行上の能力や納税者の納税に対する意識の向上に繋がるといった一定の効果が生じるとされている。

さらに、デジタル化の進展により、匿名化された個別データの分析に基づく具体的な政策提言が可能になると思われる。このような動きは、例えば、税務大学校におけるデータ分析<sup>20)</sup>といった形で進行中である。

他方、税務のデジタル化に係る懸念として、例えば、デジタル化に対応できない人やいわゆるITを利用できない者は申告手続等ができず、放置されるといった懸念<sup>21)</sup>を挙げることができる。また、AIの利活用による税務調査や滞納処分の対象の選定等に恣意性が生じるのではないかといった新たな技術の利活用に対する不安、あるいは、申告ソフト等の不具合や誤作動等に対する懸念も今後示されるのではないかと思われる。さらに、デジタル化された個人情報、個人番号（マイナンバー）、あるいは、個人番号と紐づく情報<sup>22)</sup>の漏洩（盗難）、個人番号や個人情報の不正利用による財産上の損害を被ること等への懸念<sup>23)</sup>、加えて、個人番号と紐づいた情報を多くの事業者が取り扱うことに対する不安<sup>24)</sup>が高まることが考えられる。

17) 電子申告の導入によって、課税庁に生じるコストである税務行政コストが低下している可能性があるという指摘がされている（田村なつみ「国税の電子申告をめぐる現状と課題—e-Taxの利用率と納税協力コストに注目して—」調査と情報1156号（2021年）8頁参照）。

18) 小塚真啓「税務行政のデジタル化の将来」法律時報94巻5号（2022年）21頁参照。

19) 漆さき「地方自治体における税務行政のデジタル化」地方税73巻5号（2022年）3頁参照。また、電子帳簿の進展によって、改ざんが可視化され、不正行為への抑止効果を期待することができるという指摘がされている（酒井克彦「デジタル化による税務行政の変革（2・完）」月刊税務事例54巻9号（2022年）1頁参照）。

20) 「共同研究」（国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kyodokenkyu/index.htm>）〔最終確認日：2023年3月11日〕）。

21) 望月爾「税務手続のデジタル化に向けた検討の動きと今後の課題」税理64巻1号（2021年）11頁参照。

22) 番号に紐づける情報の内容によっては、いわゆる監視国家になるという懸念（八木晃二編著『マイナンバー法のすべて』（東洋経済新報社、2013年）52頁-53頁〔八木晃二執筆〕参照）を指摘した上で、ICカード導入で解決できるのはセキュリティ確保であり、セキュリティ確保とプライバシー保護（「誰に、どういう目的で、どの情報を与えるのか」）は異なるという整理が示されている（同上・57頁〔八木晃二執筆〕参照）。

23) 原田光隆「行政機関における情報連携をめぐる議論」調査と情報1196号（2022年）4頁参照。

24) 原田光隆「行政機関における情報連携をめぐる議論」調査と情報1196号（2022年）4頁参照。

次に、税務のデジタル化や関連する制度等の現状を把握するために、税務のデジタル化に係る基本的な考え方や税務のデジタル化と納税者の権利保護との関係に関して考慮すべき最近の税制改正の内容等を概観する。

### Ⅲ 税務のデジタル化に係る基本的な考え方や最近の税制改正の内容等

#### 1 税務のデジタル化に係る基本的な考え方

まず、税務のデジタル化が依拠すべき基本的な原則として、ワンスオンリーの原則を挙げることができる。当該原則は、デジタル3原則の1つであり、また、当該原則の意味は「一度提出した情報は、二度と提出することを不要とすること」<sup>24)</sup>と説明されている。例えば、「提出された確定申告書等に記載された内容や住民基本台帳ネットワークシステムを通じて入手した個人事業者の住民票情報から課税当局において把握することが可能であることを踏まえ」<sup>25)</sup>といった説明に示されているように、令和4年度税制改正における個人事業者に係る納税地の異動の届出等の廃止は当該原則に基づく改正であるとされている。

また、デジタル社会形成基本法の審議や付帯決議において、デジタル社会を形成する上で、事業者に過度な負担を課すことがないよう十分に留意することやデジタル監視社会を目指すものではないとされていること<sup>26)</sup>から、税務のデジタル化の基本的な方向性は、このような附帯決議の内容等に基づくことが大前提であると言える。

#### 2 税務のデジタル化に関連する最近の税制改正の内容等

税務のデジタル化に関係すると考えられる最近の税制改正の内容や課税庁の取組等については、大雑把な整理であるが、以下の通りである。

まず、平成27年9月、個人番号関係の改正として、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律に基づき、金融機関に対して、預貯金者等の情報を個人番号により検索できる状態で管理することが義務とされた(国税通則法(以下、「国税通則法」又は「税通」という)74条の13の2等)<sup>28)</sup>。また、平成28年1月以降、個

24) やぶれっ!住基ネット市民行動『マイナンバーは監視の番号—徹底批判まやかしの共通番号制度—』(緑風出版, 2012年) 240頁参照。

25) 石井隆太郎ほか『改正税法のすべて(令和4年版)』(大蔵財務協会, 2022年) 775頁〔川上文吾ほか執筆〕。

26) 同上・704頁-705頁〔石田良ほか執筆〕。

27) 村田誠英「法律解説〔国会・内閣〕デジタル社会形成基本法」法令解説資料総覧478号(2021年)9頁-10頁。令和3年4月2日衆議院内閣委員会(「第204回国会衆議院内閣委員会第14号令和3年4月2日」(国会会議録検索システムHP (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120404889X0142>

0210402&current=1〔最終確認日:2023年3月11日]))及び令和3年5月11日参議院内閣委員会(「第204回国会参議院内閣委員会第17号令和3年5月11日」(国会会議録検索システムHP (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120414889X01720210511&current=1>〔最終確認日:2023年3月11日]))))で附帯決議がされている。

28) 預貯金口座への個人番号の付番の案内を行うかどうかは各金融機関の判断であり、預貯金者に対しても、金融機関への個人番号の告知義務は課されていないという説明である(原田光隆「マイナンバー制度に関する最近の取組」調査と情報1143号(2021年)3頁-4頁参照)。

人番号の利用が開始された<sup>29)</sup>。関連する税務上の手続として、確定申告書等に個人番号を記載しなければならないことが規定された(税通124条)が、個人番号の記載がない場合の制裁は規定されていない<sup>30)</sup>。さらに、平成31年3月、証券会社等の口座管理機関は、加入者情報をその加入者の個人番号により検索できる状態で管理(令和2年4月1日開始)することとされた(税通74の13の3等)<sup>31)</sup>。

また、電子申告関係の改正として、平成30年度税制改正において、令和2年4月1日以後の事業年度に関して、大法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等)等の特定法人(法人税法(以下、「法税」という)75条の3第2項)の法人税等の申告書については、電子申告により提出が義務とされた(法税75条の3等)。さらに、輸出物品販売場における輸出免税手続の電子申請等が義務化された(消費税法施行令18条6項等)<sup>32)</sup>。な

お、令和3年度税制改正において、申告書等における押印義務の見直しが行われた(税通81条4項等)。

税務調査手続関係の改正として、令和元年度税制改正において、プラットフォーム事業者に対する調査権限である「特定事業者等への報告の求め」(税通74条の7の2)が創設され、併せて、「当該職員の事業者等への協力要請」(税通74条の12)が改訂された。なお、近年、政府税制調査会等において、プラットフォーム事業者が関与した取引情報の報告義務の創設に係る議論等が行われている<sup>33)</sup>。

さらに、電子帳簿の関係の改正として、令和3年度税制改正において、事前承認制の廃止等といった電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下、「電子帳簿保存法」又は「電帳法」という)上の所要の措置に係る改正が行われた<sup>34)</sup>。ただ、電磁的記録の保存要件への対応が困難な

29) 「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」(国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm> [最終確認日: 2023年3月11日]))。

30) 「Q2-3-3 税務署等が受理した申告書等にマイナンバー(個人番号)・法人番号の記載がない場合や誤りがある場合には、罰則の適用はありますか。」(国税庁HP ([https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/FAQ/gaiyou\\_qa.htm#a23-3](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/FAQ/gaiyou_qa.htm#a23-3) [最終確認日: 2023年3月11日]))。

なお、個人番号の記載が必要とされないこととされた書類について、「所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類」であり、納税者や事業者の負担軽減の観点から記載を不要としたことが説明されている(「平成28年度税制改正の解説」876頁(国立国会図書館HP ([https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2016/explanation/pdf/p0857\\_0902.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/explanation/pdf/p0857_0902.pdf) [最終確認日: 2023年3月11日]))。

31) 鈴木涼介「預貯金等の照会・回答業務のデジタ

ル化とその課題～マイナンバー制度を活用した税務行政の情報収集における手続的保障～」税研215号(2021年)109頁参照。

32) 「外国人旅行者からの『購入記録票の貼付け等に伴い旅券等が汚損する』という声」(平成30年度税制改正解説・前掲注(7)949頁(国立国会図書館HP ([https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2018/explanation/pdf/p0949-0984.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/explanation/pdf/p0949-0984.pdf) [最終確認日: 2023年3月11日]))。

33) 納税環境整備に関する専門家会合座長岡村忠生「説明資料〔納税環境整備に関する専門家会合の議論の報告〕令和4年11月8日(火)[総22-5]」5頁、17頁(内閣府HP (<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/4zen22kai5.pdf> [最終確認日: 2023年3月11日]))参照。

34) 「実務家の視点で言えば、令和3年度改正により電子帳簿保存法が使える制度となった。」という評価がされている(上西左大信「電子帳簿保存法一残された課題一」税研223号(2022年)16頁)。

事業者の実情に配慮<sup>35)</sup>し、令和4年度税制改正により、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に電子取引を行う場合、2年間の宥恕措置が設けられた。事前承認制の廃止や優良な電子帳簿の存置等に係る改正に関して、インセンティブを設けることによる優良な電子帳簿の更なる利用を促進すること、また、安価な会計ソフトを活用できることにより、最低限の要件を満たす電子帳簿を整える旨の説明<sup>36)</sup>がされている。特に、過少申告加算税が5%軽減される優良な電子帳簿に係るインセンティブ措置に関して、事後検証可能性の高い電子帳簿の普及を図るため、最低限の要件を満たす電子帳簿との差別化を図るための措置であるといった説明<sup>37)</sup>がされている。

また、税理士法の関係として、令和4年度税制改正において、業務の電子化に係る努力規定（税理士法2条の3、48条の16）が創設された。税理士等が取り組むべき内容の具体例として、Web会議システムの活用等による税理士と顧客との間の税務相談や税理士事務

所内部における事務の電子化等<sup>38)</sup>が挙げられている。

次に、税務のデジタル化に関連する課税庁の取組等として、税務行政のデジタル化の方向性を示した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2.0—」が公表された<sup>39)</sup>。当該公表内容に沿って、例えば、チャットボット（人工知能による税務相談）の運用が開始された<sup>40)</sup>。また、税務調査手続のデジタル化の具体的な動きとして、令和3年10月以降、オンラインによる預貯金照会<sup>41)</sup>が行われ、さらに、令和4年10月からWEB会議システムを通じて行う、調査官が法人に臨場しない「リモート調査」の試行が開始された<sup>42)</sup>。加えて、同年12月からスマートフォンの決済アプリを使って所得税等の国税の納付が可能となった<sup>43)</sup>。

なお、令和5年度税制改正<sup>44)</sup>において、上記の種々の制度等に関連する改正として、電子帳簿等保存制度の見直し、国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し、電子取引の取

35) 石井・前掲注25)793頁〔川上文吾ほか執筆〕。全ての中小事業者について、電子帳簿保存法が前提とする経理の電子化が令和5年12月31日までに完了できるのかという点が問題点である旨の指摘がされている（酒井啓司「特集 令和4年度税制改正の評価と検討 納税環境整備」税研223号（2022年）54頁参照）。

36) 松崎啓介『もっとよくわかる電子帳簿保存法がこう変わる！』（税務研究会出版局、2021年）30頁参照。

37) 令和3年度税制改正解説・前掲注12)971頁参照、松崎・前掲注36)163頁参照。

38) 石井・前掲注25)737頁〔川上文吾ほか執筆〕。

39) 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2.0— 令和3年6月11日」（令和4年2月更新）（国税庁HP（[https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation/pdf/syouraizo2\\_r0306.pdf](https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation/pdf/syouraizo2_r0306.pdf)）〔最終確認日：2023年3月11日〕）。

複雑な税制において、数回のクリック・タップで申告が完了するパターン（同上・8頁の説明）は限定されているため、税理士等による対応がこれまで以上に必要とされるという指摘がされている（藤曲武美「税務行政のデジタル化と税理士の使命」税務弘報70巻1号（2022年）25頁参照）。

40) 「チャットボット（ふたば）に質問する」（国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>）〔最終確認日：2023年3月11日〕）。

41) 国税庁・前掲注39)21頁。

42) 同上・22頁。「国税局の特官所掌法人が対象 10月から全国で『リモート調査』が試行開始」週刊税務通信3720号（2022年9月19日）2頁。

43) 「〔手続名〕スマホアプリ納付の手続」（国税庁HP（[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone\\_nofu/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm)）〔最終確認日：2023年3月11日〕）。

引情報に係る電磁的記録の保存要件の見直し、公示送達制度の見直し、あるいは、スマートフォン用電子証明書を利用した e-Tax の利便性の向上に係る措置が予定されている。

以上のような税制改正や課税庁の取組等の内容の傾向や特色として、まず、ここ数年のコロナ禍により、経済社会全体において、種々の取引や手続等のデジタル化が急速に進展したことを踏まえると、税務上の手続等といった税務のデジタル化が推進されることは大きな流れであり、また、税務のデジタル化のペースは加速されると思われる。さらに、税務のデジタル化を進める上で、納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化が念頭に置かれていること<sup>44)</sup>が特色である。

加えて、電子申告に馴染みがない納税者に対して電子申告を奨励するため、平成19年度税制改正により創設された個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度に係る考え方<sup>45)</sup>とは異なり、取引の記録のデジタル保存等といった一定のデジタル技術を事業者や法人が利活用しているといった状況を踏まえ、①一

定の場所や費用を要する紙での保存を事業者等に求めないこと自体を恩恵措置として捉えていること<sup>46)</sup>、②本税ではなく、附帯税(加算税)の軽減措置といった制裁措置の対象外にするといった形で恩恵を付与するという方向性が採用されていると考えられる。このような方向性が採用されたことは、経済社会全体において、一定のデジタル化が進展していることや事業者等が一定のデジタル技術を活用していることを前提としているためであると考えられる。ただ、同時に、デジタル化の流れに対して、デジタル化への対応が困難な納税者への配慮の必要性も指摘されている<sup>48)</sup>。

税務のデジタル化の流れ自体は今後も変わらないと思われることから、税務のデジタル化を進める上で、納税者の権利保護に関係すると思われる項目、具体的には、課税庁と納税者との関係、課税庁と納税者以外の事業者との関係、課税庁と税理士等の税務専門家との関係において、今後生じると想定される法的課題等のいくつかについて、整理・検討を試みる。

44) 「六 納税環境整備」令和5年度税制改正の大綱(財務省HP ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/05taikou\\_06.htm#06](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/05taikou_06.htm#06) [最終確認日: 2023年3月11日]))。

45) 永田寛幸「税務行政のデジタル化対応」日税研論集79号(2021年)340頁。

46) 「平成19年度税制改正の解説」203頁(国立国会図書館HP ([https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P193-P212.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P193-P212.pdf) [最終確認日: 2023年3月11日]))。

47) 「電子保存ができる会社にとっては、紙保存がある種ペナルティーになっている。何度か税務調査を行ってみて、申告納税について適切な改善をしたと認められる会社に対しては、紙保存はしなくて良いということを恩典として与えることも、一

つの策。」(納税環境整備に関する専門家会合座長岡村忠生「説明資料〔納税環境整備に関する専門家会合の議論の報告〕令和2年11月13日(金)[総4-1]」43頁(内閣府HP (<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gjijiroku/zeicho/2020/2zen4kai1.pdf> [最終確認日: 2023年3月11日]))。

48) デジタル化に対応できない、あるいは、そもそも対応する気がない人が存在することを認識すべきという指摘がされている(日本税理士会連合会国際税務情報研究会「主要国の税務行政のICT/AI化の展望と未来の税務専門家制度についての考察」39頁(日本税理士連合会HP (<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/210126toushin2.pdf> [最終確認日: 2023年3月11日]))参照)。

#### IV 税務のデジタル化の進展に伴い生じる法的課題等

##### 1 課税庁と納税者との関係

###### (1) 税務調査に係る法的課題等

課税庁において大幅な人員の増加が見込めない中、経済社会のデジタル化に対応するために税務行政の効率性の向上等が求められている<sup>49</sup>。税務行政の効率性の向上等を実現する上で、税務調査や徴収等において、新たなデジタル技術であるAIの利活用が今後進展すると考えられる<sup>50</sup>。

また、課税庁の事務や税務調査等の執行段階において、新たな技術を活用することや新たな技術へ対応すること自体を禁止することはできず、むしろAIといった新たな技術の利活用を踏まえた対応や制度の設計が必要とされる。例えば、いわゆるデジタル給与が解禁され、必ずしも銀行口座を介さない形で資金の移動等が可能となる状況が進展することが予想される中、個人の支払等の金銭の動きを把握する上で資金移動業者等への照会や確認が、税務調査において、税務調査を担当する職員である当該職員（以下、「当該職員」とい

う）が行うべき重要な事務になる可能性があるのではないかと考えられる。

さらに、電子帳簿の普及を図るという流れを考慮すると、電子帳簿の利用の有無等を理由として、事業者等に対する税務調査における調査日数等の差異等<sup>51</sup>が生じると考えられる。

ただ、データの収集やデータの分析過程における課税庁によるAIの利活用について、申告書の審査の過程や課税処分を検討段階において、例えば、特定の納税者が居住者であるか否かを判断する材料等として、どのような情報を収集することが可能であるのか、具体的な調査手法として、通信事業者に対してスマートフォンの位置情報を提供することを求め、当該情報を解析することは可能か<sup>52</sup>といった新たな議論が生じることが考えられる。仮に、当該情報の収集が可能であると課税庁が判断する場合、法的根拠は何か、あるいは、経済社会全体におけるデジタル化の進展により多種多様かつ膨大な情報の収集がこれまで以上に可能になるとと思われることから、税務調査における収集対象とされる情報の範囲や当該情報を収集することが果たして妥当であるのかといった新たな議論が生じることが考

49) 税務行政の効率性が優先される流れという整理である（中尾真和「租税情報の取扱いにおける日本の現状」租税法研究50号（2022年）162頁参照）。

50) 国税庁・前掲注39)20頁参照。

他の行政機関の動きとして、独占禁止法違反行為の端緒を把握するためにAIの活用に関する検討事例（公正取引委員会競争政策研究センター「独占禁止法違反行為の端緒探知ツールとしてのスクリーニング手法に関する研究 平成28年6月24日」（公正取引委員会HP（[https://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index\\_files/cr-0116.pdf](https://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index_files/cr-0116.pdf)）〔最終確認日：2023年3月11日〕）や「固定資産税評価業務

にAIを活用します!」（さいたま市HP（[https://www.city.saitama.jp/006/014/008/003/008/005/p066401\\_d/fil/20190802koteisisanAI.pdf](https://www.city.saitama.jp/006/014/008/003/008/005/p066401_d/fil/20190802koteisisanAI.pdf)）〔最終確認日：2023年3月11日〕）等が公表されている。

51) 「デジタル給与、来春にも 政府最終調整 決済アプリに入金」日本経済新聞2022年9月11日朝刊1面参照。

52) 松崎・前掲注36)37頁参照。

53) 他の法分野の事例であるが、指宿信「スマホ位置情報の『一網打尽』捜査—『ジオフェンス令状』の正体」世界952号（2022年）52頁以下参照。

えられる<sup>54</sup>。

さらに、税務調査の選定の段階、あるいは、税務調査を通じて収集した情報を踏まえた上で、課税処分の内容を決定する過程において、課税庁がAIを利活用した場合に新たな法的問題や議論が生じると考えられる<sup>55</sup>。

このようなAIの利活用に係る税務調査上の課題に関して、国税通則法上、更正処分等の主体は、税務署長であること（税通24条等）から、AIの判断やAIが提示した内容等は、税務署長の判断のための参考資料の一つに過ぎないものであると考えられる。現行法上、更正処分等を行う上で、処分通知書に理由付記の記載が必要とされていること（法税130条、税通74条の14等）から、AIの判断やAIが提示した内容の程度やその有無に関わらず、これまでと同様、更正処分等の課税処分に係る具体的な根拠を明らかにすること<sup>56</sup>、当該理由付記の記載の程度は、理由付記の趣旨を満たすことが必要であること<sup>57</sup>は変わらないと解される。むしろ、処分通知書において、理由付記の趣旨に沿った理由付記の記載が求められることは、税務署長が課税処分を決定する

過程において、AIをどのように利活用したのか、あるいは、当該職員が収集した情報について、課税処分の内容を決定する上でどのように評価したのかといった点を明確にすることであると解される。結果として、このような理由付記の記載が必要とされることは、社会通念上、恣意的と解されるAIの判断やAIが提示した内容等を課税処分の根拠や判断材料とすることを避けることに繋がると考えられる。

また、税務のデジタル化と税務調査との関係に係る法的課題として、当該職員が法人の事務所に臨場しないといた「リモート調査」を挙げることができる。現段階において、「リモート調査」は試行段階であるが、今後、「リモート調査」が本格的に実施された場合、このような「リモート調査」は、国税通則法上、どのように位置付けることになるのかについて、整理や検討が必要になると思われる。上記の「リモート調査」において、税務調査の対象である法人が保有する帳簿データ等といった機密性の高い情報を当該職員が確認できるとされている<sup>58</sup>。このような特色を有する

54 質問検査権の行使ではない調査が存在することを踏まえ、当該調査の権限と法的統制を議論の対象とすることが必要であるという見解である（田中晶国「純粋な任意調査の現状と課題」法政研究87巻3号（2020年）767頁参照）。

55 調査選定におけるバイアスがかかる可能性等といったAIの機械学習に関する問題点が指摘されている（泉絢也「AIの行政利用の法的問題と国税庁が遵守すべきAI諸原則」税研218号（2021年）115頁参照）。また、AIについて、アルゴリズムのみならず学習させるデータに公正さを確保する必要があるという指摘がされている（岡村忠生「租税手続のデジタル化と法的課題」ジュリスト1556号（2021年）58頁参照）。

調査対象法人の取引関係や当該法人の経営へ影

響力を有する企業等を抽出すること（栗崎周平「ビッグデータ解析で取引可視化 米テスラ供給網に『隠れ株主』」日経ビジネス2173号（2023年）60頁参照）、あるいは、税法上の「不相当に高額」や「不当に減少」の要件の該当性を判断する上で、AIを利活用することが考えられる。また、過去の税務調査の事例や裁判例等を踏まえ、収集した資料を分析する上でAIを利活用する場合、当該AIが示した分析や判断を処分理由そのものとすることはできず、あくまでも当該分析等を参考に税務署長が処分理由を記載することが、本文で言及した理由付記の趣旨等から必要であると考えられる。

56 最判昭和38・5・31民集17-4-617。

57 最判昭和60・4・23民集39-3-850。

「リモート調査」は、納税者の保管する帳簿書類や関係資料等を確認できる調査である「実地の調査」（「納税者の事務所等に臨場して行う調査」<sup>58)</sup>と同程度の内容のものと考えられることから、国税通則法上の「実地調査」（税通74条の11第1項、第5項）の意味にこのような「リモート調査」は含め得るものと解される。したがって、このような「リモート調査」後の再調査については、新たに得られた情報がない限り、行うことができない（税通74条の11第5項）と考えられる<sup>59)</sup>。

## (2) 課税庁の納税者への情報提供に係る法的課題

税務調査のみならず課税庁の多様な事務に関して、例えば、税務署長の行政指導とされる税務相談等を行う上でAIの利活用が進むと思われる状況において、AIの利活用により生じる納税者の想定外の負担等を納税者が負担すべきか否かといった議論が生じるのではないかと考えられる。例えば、仮に、チャッ

トボットの学習が深化した段階で課税庁の税務相談サイトにおいて指示や提示された内容に沿った申告等の手続を当該サイトの利用者（納税者）が行った場合、あるいは、逆に、本来必要とされる手続を行わなかった場合、加算税等の附帯税の賦課といった税務上の制裁が減免されるのか等<sup>60)</sup>の点で議論が生じるのではないかと考えられる。このような論点に関して、例えば、「AIを活用した税務相談の普及に伴い、結果として、利用者が誤指導（ミスリード）と捉えてしまった場合の事象への対応または予防的措置」<sup>61)</sup>について、税務専門家団体等における研究が求められる<sup>62)</sup>といったようにAIの利活用による税務相談に関して、検討すべき法的課題が生じることが指摘されている。

まず、チャットボットの学習が深化する前の段階である現在の段階におけるAIの利活用に関して、税務相談サイトにおけるチャットボットの提示内容は、あくまでも利用者である納税者に対する一般的な情報提供であり、

58) 「国税庁の機器・通信環境を利用したリモート調査の実施（試行）について」（国税庁HP（[https://www.nta.go.jp/users/hojin/daikibo\\_hojin.0022010-068.htm](https://www.nta.go.jp/users/hojin/daikibo_hojin.0022010-068.htm) [最終確認日：2023年3月11日]））。

59) 志場喜徳郎ほか共編『国税通則法精解 令和4年改訂』（大蔵財務協会、2022年）1016頁。

60) 解釈上の疑義を避けるための対応として、例えば、「実地の調査」の名称が妥当であるかという点を含め、「帳簿書類」（税通34条の6第3項）の定義のように、「実地の調査」や「実地の調査」に代わる用語において、「リモート調査」の内容を明確に示した上で、当該調査を含む形で、国税通則法上の「実地の調査」等の用語を定義することが考えられる。

また、電子通知による事前通知を行うべきという見解である（日本税理士会連合会「令和5年度税制改正に関する建議書 令和4年6月29日」9

頁（日本税理士会連合会HP（[https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/proposal/taxation/tax\\_reform/kengisyo-R5.pdf](https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/proposal/taxation/tax_reform/kengisyo-R5.pdf) [最終確認日：2023年3月11日]））。

61) 自治体におけるチャットボットの試行段階において、市民への情報提供や市民の申請に誤った判断がされる可能性があることが認識されたという紹介がされている（松尾剛行「行政におけるAI・ロボットの利用に関する法的考察」情報ネットワーク・ローレビュー17巻（2019年）99頁参照）。チャットボットの利用者が増額更正処分を受けた場合の責任を誰が負うべきという問題が生じるという指摘がされている（鈴木涼介「常識としてのデジタル税務 第11回 AIと税務」税務弘報70巻11号（2022年）111頁参照）。

62) 日本税理士会連合会国際税務情報研究会・前掲注(48)44頁。

63) 同上参照。

また、何らかの強制を求めるものではないことから、基本的には、これまでの税務相談の取扱いと同様ではないかと考えられる。

ただ、今後、AI技術の開発の進展やチャットボット（AI）の学習が深化した段階において、例えば、個々の納税者に対する個々の質問や当該納税者からの詳細な情報の提供に対応する形で個々の納税者に詳細な情報が提供されるような状況が生じる可能性があると考えられる。このような状況において、当該チャットボットが提供した情報に基づき、当該納税者の申告が過少申告であった場合、当該過少申告は、「正当な理由」（税通65条）があると認められる誤指導に基づく申告に非常に類似するものと評価されると解される<sup>64</sup>。

また、例えば、チャットボットの利用者である何らかの情報を求める納税者への情報の案内や提示について、例えば、「不動産の売却」と「所得税の計算」、「NISA」と「メリット デメリット」とのキーワードを入力したチャットボットの利用者に対して、不動産の売却に関するタックスアンサー、必要経費と認められるものの具体例や申告書の手引き等の表示、あるいは、NISAを適用した金融

商品の損失は、損益通算の適用対象とならない等といったように多様で正確な情報を提示することは、次のような効果をもたらすと考えられる。具体的には、納税者へのこのような情報の提示は、正確な情報の提供であると同時に、国の歳入にとって不利な側面を有する情報を明らかにする姿勢であることから、課税庁（税務行政）への納税者の信頼の向上、少なくとも納税者の好意的な評価に繋がると考えられる<sup>65</sup>。言い換えれば、このようなAI等の新たなデジタル技術の利活用による税務行政の効率化は、多くの納税者が必要とする情報を正確に、また、納税者に画一的に提供することを可能にするという効果をもたらすものと言える。同時に、このような効率化によって生じた課税庁の人的資源を画一的な対応が困難である諸事情を抱えた個々の納税者への対応といった対人サービスに係る業務にシフトすることが可能になるといった効果をもたらすと考えられる<sup>66</sup>。

したがって、納税者への情報の提供という点において、デジタル化による税務行政の効率化は、納税者の権利保護に資する側面を有すると考えられる。

64 「申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）」（平成12年7月13日課所4-16（令和4年10月25日改正））第13(2)参照。

65 デジタル時代において、早い段階において、自社にとって不利益な事実であっても積極的に公開することが顧客との信頼関係の構築に繋がるといった指摘がされている（山岡隆志「顧客優位時代の企業戦略⑦」日本経済新聞朝刊2023年2月9日29面参照）。

なお、今後の流れとして、一般的な内容の提示に留まると思われるが、仮に、AIの利活用による個々の納税者に応じた情報提供は、課税庁のコスト削減のみならず、個々の納税者にとって有益な

情報に接する機会を得ることに繋がることから、結果として、本稿で定義した納税者の権利保護の実現に資すると思われる。ただ、消費者に対するターゲティング広告の議論（大澤彩「AIと消費者」法律時報94巻9号（2022年）23頁-24頁参照）、例えば、ターゲティング広告に対して多くの消費者が不安感等を示すといった意識調査等を考慮すると、AIによる分析への同意や関連する情報を提供することを確認する過程、さらに、同意がなくとも、限定された内容であるが、チャットボット自体の利用ができることを明示することが必要になる。

66 原田大樹「人口減少時代における政策実現手法の展開」レファレンス782号（2016年）13頁参照。

(3) 電子帳簿や個人番号に係る法的課題

(i) 電子帳簿や電子申告に関して

過少申告加算税の軽減措置の対象となる「優良な電子帳簿」(電帳法8条4項等)<sup>67</sup>と当該軽減措置の対象外である「最低限の要件を満たす帳簿」(電帳法4条1項等)により構成される電子帳簿の枠組みは、安価な会計ソフトが提供されている状況を踏まえ、まず、紙帳簿から電子帳簿へ誘導<sup>68</sup>し、また、加算税の軽減といったインセンティブ措置により、優良な電子帳簿の利用を促すことを目指す枠組みであると考えられる。

また、関連する課税庁の対応として、例えば、「令和3年度税制改正において事前承認制度は廃止となりましたが、保存義務者の予見可能性を確保する観点や優良な電子帳簿の普及促進の観点から、引き続き認証を受けた市販のソフトウェア等について、以下のリンク

(JIIMA公式サイト)に掲載されていますので、ご確認ください。」<sup>69</sup>のように国税庁HPにおいて、複数の市販のソフトウェアが掲載(推奨)されている。

仮に、国税庁HPに掲載された市販のソフトウェアの使用による税額計算の誤り等の何らかの税務上の誤りが生じた場合、過少申告加算税の「正当な理由」(税通65条)等に該当するか否かの点が議論になるのではないかとと思われる。公的な見解を示すと言える国税庁HPにおける掲載、公的な団体である公益社団法人日本文書情報マネジメント協会による確認(認証)、あるいは、「優良な電子帳簿」の普及を図る段階であることを考慮すると、通達の変更に係る取扱いと同様、制裁の免除(附帯税(加算税)の免除)の対象になるのではないかと考えられる<sup>70</sup>。

なお、電子帳簿に係る市販のソフトウェア

67) 令和4年分以後の青色申告特別控除(65万円)の適用を受けるためには、その年分の事業における仕訳帳および総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付けを行うことが規定されている(租税特別措置法25条の2)。

68) 松崎・前掲注3630頁, 38頁。

69) 「JIIMA認証情報リスト」(国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/11.htm> [最終確認日: 2023年3月11日]))。

関連するサイトにおいて、「本認証制度は、あくまで認証基準に基づき、電子帳簿ソフト製品が電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則、通達等、及びその他の税法に定められた機能を有することを、製品のマニュアル等のみで評価し認証するものであり、それ以外の事項を保証するものではありません。」という説明がされている(公益社団法人日本文書情報マネジメント協会HP ([https://www.jiima.or.jp/certification/denshichoubu\\_soft/](https://www.jiima.or.jp/certification/denshichoubu_soft/) [最終確認日: 2023年3月11日]))。

70) 電子インボイスは、事業者の業務の効率化等に寄与し、効率化等により新しい価値が創造されるという説明である(デジタルインボイス推進協議

会HP (<https://www.eipa.jp/peppol> [最終確認日: 2023年3月11日])参照)。電子インボイスの導入による経営状態等の可視化等により、金利の優遇等といった新たな価値創出に繋がるという見解である(加藤博之「なぜ、デジタルインボイスなのか」会計・監査ジャーナル801号(2022年)60頁参照)。

電子インボイスについて、標準仕様で設計することが最適という見解である(西山由美・金井恵美子「インボイス制度の導入」税研220号(2021年)6頁参照)。また、デジタル庁は、グローバルな標準仕様である「Peppol(ペボル)」をベースとした電子インボイスの標準仕様の普及等を行っている(デジタル庁HP ([https://www.digital.go.jp/policies/electronic\\_invoice/](https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice/) [最終確認日: 2023年3月11日])参照)。

さらに、電子インボイスの導入によって、VATの歳入確保が期待できるという説明である(OECD(2022), Tax Administration 3.0 and Electronic Invoicing: Initial Findings, OECD Publishing, Paris, 22 (<https://doi.org/10.1787/2ffc88ed-en>. (last visited Mar.11, 2023)).参照)。

と異なり、電子申告に係る市販のソフトウェアについては、国税庁HPにおいて特段掲載（推奨）がされていない。このような国税庁HPの掲載状況を考慮すると、大規模な通信障害<sup>71)</sup>といった天災に類する状況といった「真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情」<sup>72)</sup>に該当するものと解される状況を除き、電子申告に係る市販のソフトウェアの使用により生じた過少申告等については、附帯税（加算税）の免除の対象になるとは言い難いと思われる<sup>73)</sup>。

(ii) 個人番号や情報提供等記録開示システム（以下、「マイナポータル」という）の活用に関して、税務行政における個人番号の活用に関して、個人番号の利用範囲は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）9条（利用範囲）や別表第1（56 国税庁長官）で規定されている。当該利用範囲については、「社会保障、税、災害対策の3分野に限定し、個人番号を利用できる場合をポジティブリスト方

式で定め」<sup>74)</sup>とされており、例えば、課税庁に提出する確定申告書等に個人番号を記載することや課税庁の内部事務等に個人番号を利用することに限定されるという説明<sup>75)</sup>がされている。

また、番号法14条において、個人番号の提供を求め得る者といった個人番号の提供に係る手続等が規定されている。例えば、個人番号の提供の求めに該当すると考えられる税務上の手続としては、個人番号関係事務実施者（番号法2条12項）である事業者や法人が源泉徴収票に個人番号を記載するために、従業員本人に個人番号の提供を求める場合、税務署長が確定申告を行う者に申告書に個人番号を記載するよう求める場合等<sup>76)</sup>が例示されている。加えて、正当な理由がないのに、個人番号利用事務等に従事する者等が第三者に特定個人情報を提供することは禁止されており（番号法19条）、当該違反に対しては刑罰が科されること（番号法48条1項）が規定されている<sup>77)</sup>。

さらに、マイナポータルの活用により社会

(71) 参考となる事例として「熊本国税局大島税務署管内の徳之島島内におけるインターネット回線の通信障害への対応について」（<https://www.nta.go.jp/data/050202.pdf> [最終確認日：2023年3月11日]）。

(72) 最判平成18・4・20民集60-4-1611。

(73) 今後AIを組み込んだ電子申告ソフトが提供や販売される可能性があると思われる。このようなAIの利活用に関して、自動車の自動運転を参考にした上で、加算税が責任主義に基づくものではないことや国がデジタル化により恩恵を受けていること等を考慮し、ペナルティーのあり方を検討すべきという見解である（岡村・前掲注65）57頁参照）。

(74) 宇賀克也『マイナンバー法の逐条解説』（有斐閣、2022年）52頁。

(75) 同上参照。個人番号が広範に利用されれば、個人番号と紐づいた個人情報の漏洩や不正利用によるプライバシー侵害が深刻になるという説明であ

る（同上・51頁参照）。特定個人情報の提供の求めの原則的禁止（番号法15条）、特定個人情報の提供を原則的に禁止し（番号法19条）、例外として、番号法19条各号を規定という枠組みという説明である（同上・97頁参照）。

(76) 同上・92頁-93頁参照。

なお、企業から個人番号の提供を求められた従業員が個人番号の提供を拒否したことに対する罰則は規定されていない（「Q1-2 従業員や講演料等の支払先等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。（平成30年4月27日更新）」（「法定調書に関するFAQ」（国税庁HP（[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/FAQ/houteichosho\\_qa.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/FAQ/houteichosho_qa.htm) [最終確認日：2023年3月11日]））参照）。

(77) 宇賀・前掲注(74)306頁参照。

保障給付や税の還付といった情報の提供が可能であり、このような情報提供の仕組みは、申請主義の壁を破る「プッシュ型情報提供」として、マイナポータルを活用が期待されること<sup>78)</sup>が示されている。

加えて、申告書の記載に必要な情報をマイナポータル経由で取り組み、自動的に反映させるため、取り込み情報の範囲の拡大等、より簡便に確定申告や年末調整を完了できる仕組みを検討すること<sup>79)</sup>が示されている。さらに、電子申告推進のため、全ての納税者がストレスなく申告できるように、利便性の高いシステムを構築すべきという意見<sup>80)</sup>が示されている。

また、従来の書面等で入手していた社会保険料等の情報をマイナポータルで入手できることにより国民負担の軽減が図られるという効果が期待されるという見解<sup>81)</sup>、あるいは、不動産の譲渡に係る支払調書の情報から、不動産の譲渡所得の申告が必要な納税者に対するお知らせを通知することにより申告漏れの未然防止に活用できるという見解<sup>82)</sup>が示されている。

仮に、税務上の手続において、個人番号やマイナポータルの活用により、上記のような効果が生じることは、納税者の利便性の向上のみならず、郵便コスト等の負担軽減に寄与すること、また、新聞やテレビ等といったいわゆるマスメディアを通じた確定申告等の一般的な税に係る広報から、対象者を絞った形での納税等に係る広報に課税庁の広報の軸足が移ることを意味すると思われる。

同時に、上記のような事例や効果等を実現するためには、納税者の情報を正確に把握する必要性が高まることを意味すると考えられる。例えば、個人番号の利用の拡大と、個人番号が利用できない取引の把握方法が課題という指摘<sup>83)</sup>を踏まえると、名寄せのあり方<sup>84)</sup>、個人番号の付番の対象の範囲や法定調書の提出を求める対象の範囲等を議論することが必要になるとと思われる。

これまでの論者の議論等においては、納税者番号の意義として、所得を正確に把握するために有効という見解<sup>85)</sup>が示されている。ただ、制度の運用上、納税者等から正しい情報

78) 同上・358頁参照。デジタル技術を積極的に活用し、プッシュ型の社会給付が可能となる環境の整備が重要という指摘がされている（全世代型社会保障構築会議「全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～令和4年12月16日」7頁（内閣官房 HP（[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai\\_hosyo/pdf/20221216houkokusyo.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_hosyo/pdf/20221216houkokusyo.pdf) [最終確認日：2023年3月11日]）参照）。

79) 財務省「説明資料〔税務手続のデジタル化〕令和4年10月19日（水）〔実8-2〕」21頁（内閣府 HP（<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/4noukan8kai2.pdf> [最終確認日：2023年3月11日]）参照）。

「マイナポータルと連携した所得税確定申告手続」（国税庁 HP（[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mnp\\_junbi/kakutei.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mnp_junbi/kakutei.htm) [最終確認日：2023年3月11日]）参照）。

htm [最終確認日：2023年3月11日]）参照）。

80) 日本税理士会連合会・前掲注(60)20頁参照。

81) 宇賀・前掲注(74)358頁参照。

82) 鈴木涼介「常識としてのデジタル税務 第4回 デジタル化と納税者の利便性向上」税務弘報70巻4号（2022年）111頁参照。

83) 高橋祐介「租税法の手続的基層—手続・執行面の法的統制」金子宏監修『現代租税法講座 第1巻 理論・歴史』（日本評論社、2017年）170頁参照。

84) 八木・前掲注(22)70頁参照。

85) 金子宏「納税者番号制度と納税者の秘密の保護」同『所得課税の法と政策』（有斐閣、1996年）186頁（初出1978年）参照。租税実体法によって要求される個人情報に国家が収集し得るという説明である（淵圭吾「日本の納税者番号制度」日税研論集67号（2016年）59頁参照）。

が提供される保証が必ずしもないこと<sup>86)</sup>、あるいは、外国における他人の個人番号を用いたローンの申込といった犯罪<sup>87)</sup>や虚偽の住所の登録等の虚偽登録<sup>88)</sup>の事例が紹介されている。

このような個人番号の不正利用の事例と個人番号の漏洩（盗難）や個人番号と紐づいた個人情報の漏洩等に対する懸念等が合わさることにより、個人番号やマイナポータルを活用等への不信の念を納税者に抱かせるという流れが生じることは否定し難いものと思われる。ただ、上記のような我が国における個人番号に係る制度の枠組みを踏まえると、個人番号の活用の範囲と個人番号等の情報の漏洩等のそれぞれの問題を明確に区別して、個人番号の活用やマイナポータルの活用に係る議論を進めることが必要である。このような明確に区分した形での議論が進展することを前提にしつつ、今後、税務上の手続等の税務行政において、納税者の負担軽減や利便性の向上を図るための方策として、個々の納税者の

情報の統合等といった形で個人番号やマイナポータルを活用することが今後の選択肢とされるのではないかと考えられる<sup>89)</sup>。

また、例えば、多額の金融所得を有するといったいわゆる富裕層に対する特別の税負担を求める枠組みを構築するという最近の動き<sup>90)</sup>を鑑みると、論者が指摘するように所得の適正な把握や税務調査の効率化等を図るための方策として、個人番号やマイナポータルの活用の拡大が議論されるのではないかとと思われる。

#### (4) 納税者の情報（当該職員の守秘義務）に係る法的課題

税務情報の門外不出の原則<sup>91)</sup>や当該職員の守秘義務に関して、コロナ禍に生じた各種の公的給付金の不正受給の状況<sup>92)</sup>を踏まえると、例えば、公的な給付制度における申請者に係る審査手続において、課税庁の有する税務情報を利活用するべきといった議論が提起されるのではないかとと思われる<sup>93)</sup>。

86) 淵・前掲注(85)42頁－43頁参照。米国の制度上、不正確な番号が記載されることへの対応について、藤谷武史「米国の納税者番号制度」日税研論集67号（2016年）78頁参照。

87) 藤谷・前掲注(86)100頁。

88) 藤谷武史「スウェーデンの納税者番号制度」日税研論集67号（2016年）115頁参照。

89) 個人番号やマイナポータルが納税者の利便性を高める方向で進むことにより、申告書の作成の時間といった時間的コスト等を含む納税者の負担する費用である納税協力費の低下に繋がるという見解である（横山直子『徴税と納税制度の経済分析』（中央経済社、2016年）230頁－232頁参照）。

90) 「その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置を講ずる。」（令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）10頁（財務省HP（[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf)）〔最終確認日：2023年3月11日〕）、〔上記(1)の適用がある場合の所得税の確定申告書の記載事項を定めるほか、所要の措置を講ずる。〕（同上・11頁）。

91) 金子・前掲注(2)937頁。

92) 「不正受給及び自主返還について（持続化給付金・家賃支援給付金・一時支援金・月次支援金・事業復活支援金）」（経済産業省HP（[https://www.meti.go.jp/covid-19/kyufukin\\_fusei.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kyufukin_fusei.html)）〔最終確認日：2023年3月11日〕）。

93) 拙稿「デジタル社会における税務情報のデータ化の意義と課題」産大法学55巻3・4号（2022年）199頁参照。税務情報を他の行政活動へ利用することに関する外国の議論の紹介がされている（田中啓之「租税情報の他の行政目的への活用可能性と法的限界—ドイツ法における議論」法律時報94巻5号（2022年）26頁参照）。

上記のような議論において、税務情報の門外不出の原則を維持すべきか、あるいは、修正すべきか、仮に、修正しないとする場合、現在の枠組みである法令上の根拠があるといった限定された場合や必要とされる範囲のみを開示する形が妥当かということを変更して整理することが求められると思われる。

税務情報の門外不出の原則等は、納税者の秘密が外部に漏れることにより、納税者の利益が害されることを防止するためであり、また、納税者の税務行政への協力を確保するために必要であるという説明がされている<sup>94</sup>。さらに、前述したように、経済社会全体におけるデジタル化の進展に伴い、個人情報漏洩(盗難)に対する納税者の不安がより高まる可能性があることを考慮すると、税務情報の門外不出の原則等は、税務のデジタル化を進展する上で、より堅守すべき原則や考え方であると考えられる。

他方、コロナ禍における各種の公的な給付金が支給されたことを踏まえると、例えば、納税者が課税庁へ正確な情報を提供することにより、公的な給付金の迅速な支給や審査時間の短縮等といった具体的な形で申告書を提

出した納税者が何らかの利益やメリットを享受できる枠組みを整えることにより、正確な申告や期限内の納付へのインセンティブが納税者に生じる(育まれる)という効果に繋がる場合があるのではないかと考えられる。このようなインセンティブが納税者に生じることは、申告納税制度の維持や適正な申告水準の向上に寄与すると思われる。

また、今後の制度の方向性に関して、納税者の負担軽減等を踏まえ、申告納税制度とは異なる、あるいは、更に進んだとされる枠組みを構築することが妥当であるのか、あるいは、積極的に検討すべきか否かといったような議論が提起されると思われる<sup>95</sup>。例えば、記入済申告書<sup>96</sup>や申告等の特段の作業を求めないといった枠組み<sup>97</sup>に関する議論が提起されるのではないかと考えられる。

なお、税務調査における納税者の情報の取扱いに関して、具体的には、電子帳簿保存法上の「最低限の要件を満たす帳簿」に関して、ダウンロードの求めの全てに応じることが必要とされること(電帳法施行規則2条2項3号等)に関する運用に十分に留意する必要があると思われる。税務のデジタル化の進展を

94 金子・前掲注(2)936頁参照、東京高判平成7・7・19税資213-193。

95 小塚・前掲注(8)22頁参照。

96 例えば、豪州等の他国の事例の紹介として、“Pre-filled returns”(OECD(2022), Tax Administration 2022: Comparative Information on OECD and other Advanced and Emerging Economies, OECD Publishing, Paris, ([https://www.oecd-ilibrary.org/sites/1e797131-en/1/3/4/index.html?itemId=/content/publication/1e797131-en&\\_csp\\_=38baa8bc2bc68a4be5b070db809f1650&itemIGO=oecd&itemContentType=book#section-d1e3430](https://www.oecd-ilibrary.org/sites/1e797131-en/1/3/4/index.html?itemId=/content/publication/1e797131-en&_csp_=38baa8bc2bc68a4be5b070db809f1650&itemIGO=oecd&itemContentType=book#section-d1e3430) (last visited Mar.11, 2023).)) 参照。

97 小塚・前掲注(8)22頁参照。モデルの一つとして

OECDの報告書(OECD(2020), Tax Administration 30: The Digital Transformation of Tax Administration, OECD, Paris. (<http://www.oecd.org/tax/forum-on-tax-administration/publications-and-products/tax-administration-3-0-the-digital-transformation-of-tax-administration.htm> (last visited Mar.11, 2023).))の提案が紹介されている。また、当該提案の特色として、「納税者が税務行政を意識して何らかのアクションを行うことなく、生活していれば自然に税務行政にアクセスすることになるという形での税務行政のDXが構築されている。」(小塚真啓「コンピュータサイエンスの観点から」租税法研究50号(2022年)238頁)という説明がされている。

図る上で、電子帳簿の普及を促すことが必要とされているが、同時に、個人情報の漏洩等に係る納税者の不安等を払拭する必要があることも考慮すると、税務調査の過程でダウンロードされたデータの廃棄（完全消去）に係る事務上の手順を明示することが必要と考えられる<sup>98</sup>。

また、国税庁の保有するデータ（匿名データ）を税・財政政策の検討に活用する取組<sup>99</sup>といった納税者の匿名データの利活用は、客観的なデータ等に基づく税制の評価<sup>100</sup>といった政策立案に資すると解される。

## 2 課税庁と納税者以外の事業者との関係

経済社会全体のデジタル化の推進に関して、デジタル社会形成基本法16条において、事業者は国の施策に協力するよう努めるものとするといった事業者の責務<sup>101</sup>が規定されている。ただ、同法において、事業者に一定の協力が求められているが、必ずしも、罰則等の制裁は規定されていない枠組みが採用されている。

このような中、税法上、プラットフォーム事業者に対して法定調査の提出義務といった一定の情報を課税庁に提供する枠組みを構築すべきという方向で議論が行われつつある<sup>102</sup>。経済活動の変化に伴い新たな措置を設けることは直ちに否定することはできないが、ただ、上記のような方向性に沿った制度の枠組みを検討する上で、事業者の負担への配慮が必要であると考えられる。仮に、事業者の負担へ十分に配慮しない枠組みの構築を進める場合、事業者の実質的な協力が得られない可能性や制度が円滑に機能しない可能性があることに留意する必要がある<sup>103</sup>。

また、新たな枠組みを具体的に検討する過程において、何らかの負担を事業者に求める場合、どのような枠組みが望ましいのか、例えば、インセンティブ付与を伴う枠組みが望ましいのかという点を整理する必要があると思われる。上記の議論等而言及されたプラットフォーム事業者が取引当事者の情報の管理や決済手段の提供といった種々の取引におい

98 現在の事務手順として、「(注) 提出いただいた電磁的記録については、調査終了後、確実に廃棄(消去)することとしています。」(「問5 提示・提出を求められた帳簿書類等の物件が電磁的記録である場合には、どのような方法で提示・提出すればよいのでしょうか。」(「税務調査手続に関するFAQ(一般納税者向け)」(国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/information/other/data/h24/nozeikankyo/ippan02.htm#a05> [最終確認日: 2023年3月11日]))が示されている。

99 国税庁「税務大学校との共同研究の概要 令和3年6月30日」(国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kyodokenkyu/pdf/kyodokenkyugaiyou.pdf> [最終確認日: 2023年3月11日]))。

100 佐藤良「第7章 租税特別措置とEBPM—研究開発税制を中心に—」国立国会図書館調査及び立

法考査局『EBPM(証拠に基づく政策形成)の取組と課題 総合調査報告書 調査資料2019-3』(2020年)119頁参照。

101 村田・前掲注97 9頁-10頁参照。

102 前掲注93参照, 自由民主党・公明党「令和5年度税制改正大綱 令和4年12月16日」9頁(自由民主党HP ([https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848\\_1.pdf](https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848_1.pdf) [最終確認日: 2023年3月11日]))参照。柴由花「納税者情報の提供義務をめぐる制度改革と課題」日税研論集75号(2019年)165頁参照, 倉見智亮「ギグ・エコノミーと所得税制」租税研究873号(2022年)136頁参照。

103 例えば、公金収納事務を巡り、銀行の窓口での現金収納を取りやめる動き(水口毅「今、求められている経費負担見直しとデジタル化推進」日経グローバル444号(2022年)22頁参照)。

て重要な役割を担っているが、このような役割を担う当該事業者に具体的に何を委ねるのかという点も併せて検討が必要とされると考えられる。例えば、税の徴収代理人としての役割を当該事業者に担わせる場合、紛争処理も当該事業者に委ねるのか、当該枠組みにおいて、源泉徴収における法律関係と同様、納税者は課税庁に対して争訟を提起できない枠組みとするのかといった整理が必要になると思われる。

さらに、大局的な観点から、課税庁（公的部門）と事業者（私的部門）との関係をどのような関係とするべきかといった検討、具体的には、私的部門にどこまで、何をまかせるべきかという検討が必要とされるのではないかと考えられる<sup>(104)</sup>。

### 3 課税庁と税理士等の税務の専門家との関係

令和4年度税制改正において、税理士の業務における電子化等の推進を通じた納税義務者の利便の向上等の努力規定（税理士法2条の3、48条の16）が創設された<sup>(105)</sup>。ただ、法令上、努力規定の具体的な内容は規定されていない。例えば、税理士や税理士会等から納税者への助言や働きかけを通じて、納税者のデジタル化を促すことが新たな規定の目的であると思われる。また、一般論として、税理

士等の税務の専門家が納税者のデジタル化を支援する上で重要な役割を担うことが期待されていると思われる。ただ、デジタル社会形成基本法上、デジタル化自体は義務とされておらず、納税者等の事業者は個々の事情に応じて、デジタル化に取り組むか否かを含めて、判断をするものであるとされていること<sup>(106)</sup>を考慮すると、監督官庁（国税庁）が税理士等の税務の専門家の果たすべき役割や行うべき内容等を一律に規定することは困難であり、また、一律に規定すべきものではないと考えられる。したがって、新たな規定は、あくまでも方向性や目標を示したものであり、納税者のデジタル化への具体的な対応の内容等に関しては、当該納税者が依頼した税理士等の税務の専門家の個々の判断に委ねるべきものであると解される。

他方、税理士法改正において言及や議論がされていないが、税理士法52条は、税理士業務が税理士の独占業務であることを明らかにしているという説明<sup>(107)</sup>、税理士業務は無償独占であるが、弁護士72条の規定は、弁護士は有償業務独占であるといった弁護士業務との比較を通じた税理士業務の説明<sup>(108)</sup>、また、AIの利活用と弁護士法72条との関係等に関する最近の議論<sup>(109)</sup>を考慮すると、AIの利活用やAI技術の進展が税理士等の税務の専門家の業務

(104) プラットフォーム事業者が国家と同程度の規制の主体や一定の金銭を徴収や管理する主体であることを踏まえた上で、種々の制度を構築することは、確かに、効率的な課税や税の徴収といった歳入を円滑に確保することに寄与するものであり、また、納税者の情報を効率的に収集することが可能になる。ただ、プラットフォーム事業者への依存を強めることは、長期的に見た場合、税の徴収等の課税庁の執行上の能力を低下させることや経済社会の変化への国家の対応力を損なうことに繋がる可能性があると思

われる（大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か？二一世紀の〈あり得べき社会〉を問う』（筑摩書房、2014年）104頁参照）。

(105) 日本税理士会連合会編『新税理士法 六訂版』（税務経理協会、2023年）90頁－91頁参照。

(106) 村田・前掲注(27)9頁－10頁参照。

(107) 日本税理士会連合会・前掲注(105)303頁参照。

(108) 近畿税理士会制度部編著『平成27年最新版 税理士制度がよくわかる 図解&条文解説 税理士法』（清文社、2015年）195頁参照。

や税理士法の解釈に何らかの影響等を及ぼすのか否かという議論が今後生じるのではないかと考えられる。例えば、クラウド上において、AIを用いて、相続人の状況や相続財産に係る状況に係る質問等を行った上で、相続税の申告に係るアドバイスや相続税の申告書を作成するサービス、あるいは、今後締結する予定の契約に関して、課税関係の分析、当該課税関係を避けるための選択肢として別の契約文案等を提示するといったサービスに関して、税理士法人ではない法人等が提供することが、税理士法52条に違反するの<sup>(110)</sup>といった税理士法上の新たな議論が今後生じるのではないと思われる。

まず、非税理士の税理士業務が禁止される意義や理由について、例えば、「税理士法が税理士業務の遂行を原則として一定の資格を備えた税理士に限ったのは、租税に関する法令を正しく理解して所定の納税義務の適正な実現を図り、ひいて納税者の正しい利益を守るとともに税務行政の妥当な運営を期する目的に出たもの<sup>(111)</sup>として、非税理士の税理士業務が禁止される枠組みは納税者の権利保護の実現に資するためであるとされている。税理士に対する納税者等の要請が複雑化・多様化しているとされる状況<sup>(112)</sup>を踏まえると、当該

判決で示された税理士業務が税理士の独占業務とされる意義等は、現在においても失われていないと思われる。

また、申告等のデジタル化と税理士法との関係に関する国税庁の見解<sup>(113)</sup>として、申告書等の作成ソフトの開発又は販売は、非税理士により行うことが禁止されている税理士業務のいずれにも該当しないことが示されているが、AIを活用することが税理士法上の禁止業務に該当するか否かについては、明らかにされていない。

さらに、税理士法上の税務相談について、「法第2条第1項第3号に規定する『相談に応ずる』とは、同号に規定する事項について、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいうものとする。」<sup>(114)</sup>とされ、また、税務相談（税理士法2条1項3号）の意味には、単に仮定の事例に基づき計算を行うことや、一般的な税法の解説なども税務相談に含まれないという説明<sup>(115)</sup>がされているように、AIを活用することと税理士法上の税務相談との関係は明確であるとは言えない。

ただ、他の専門職とAIの利活用との関係を概観すると、例えば、AIの利活用といったリーガルテック<sup>(116)</sup>と弁護士法72条との関係について、クラウド上において、AIを用いて法的

(110) 今後の選択肢として、弁護士法72条の範囲からデジタル技術による支援業務を明文で除外する案、新たな規制を創設する案等が示されている（渡部友一郎ほか「弁護士法72条とリーガルテックの規制デザイン（上）」ビジネス法務23巻2号（2023年）96頁参照）。

(111) 本文中のような機能を有するAIが開発されていることを確認したのではなく、また、特定の法人等が提供しているサービスを念頭に置き、例示しているものではない。

(112) 東京高判昭和40・4・12判時445-54。

(113) 日本税理士会連合会・前掲注(106)69頁参照。

(114) 「問2-3 他人の求めに応じ、業として、申告書等の作成ソフトを開発又は販売することは、非税理士により行うことが禁止されている税理士業務に該当しますか。」（国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/ihan/qa02.htm> [最終確認日：2023年3月11日]））。

(115) 官総6-11ほか平成14年3月26日（最終改正：令和4年3月31日）「税理士法基本通達の制定について（法令解釈通達）」2-6（税務相談）。

(116) 日本税理士会連合会・前掲注(106)84頁参照。

リスクを表示する契約書審査サービスが「弁護士法72条本文に違反すると評価される可能性があることを否定することはできない」（令和4年10月14日付法務省回答<sup>(116)</sup>）とする法務省の見解が公表されている。また、医療行為におけるAIの利活用と医師法との関係に係る厚生労働省の見解<sup>(117)</sup>が公表されている。

さらに、例えば、司法のIT化に関する整理や検討に関連して、人工知能と法学の歴史との関係に係る整理として、法律エキスパートシステム<sup>(118)</sup>の開発事例が紹介されている。これまでの開発事例として、会社の組織変更の相談データに関して、当該相談データがどのタイプに当てはまるかを判定して、どのような課税がなされるかを推定する米国のシステ

ム<sup>(119)</sup>、あるいは、英国国籍法について、個人の出生地、誕生日、父親が英国に法律発効時点で住んでいたか等のデータを入力し、当該個人が英国市民か否かを回答するシステム<sup>(120)</sup>が紹介されている。

加えて、一般論であるが、契約書を作成する上で、法務面のみならず税務面からの検討が必要であるという指摘<sup>(121)</sup>を考慮すると、今後、AI技術の進展により、AIの利活用と税理士法との関係に関する議論が生じると考えられる。

現段階において、税理士法上の「税務相談」の意味が、具体的な質問に対する意見の表明であることを考慮すると、AIを用いた個別具体的な税務相談サービスについては、前述の

(116) 「『法律 (legal)』と『テクノロジー (technology)』を組み合わせた造語で、法律関係の様々な業務を効率化するために用いられるソフトウェア及びテクノロジーを指す。」(JETRO「アメリカにおけるリーガルテックの現状」(2022年)1頁 ([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2020/5f150094a7d7be36/NYdayori\\_202010\\_WebNyuko.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2020/5f150094a7d7be36/NYdayori_202010_WebNyuko.pdf) [最終確認日: 2023年3月11日]))。また、リーガルテックの活用事例として、AIを用いて、合併等の法律文書を分析すること、法律文書(契約書)の書式や雛形を作成すること等が示されている(同上参照)。

(117) 「グレーゾーン解消制度の活用事例」(経済産業省HP ([https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyousou/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/result/gray\\_zone.html](https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyousou/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/result/gray_zone.html) [最終確認日: 2023年3月11日]))における「契約書レビューサービスの提供」(【申請日】令和4年9月16日【回答日】令和4年10月14日)に係る法務省回答(「新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表」(経済産業省HP ([https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyousou/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/221014\\_yoshikil.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyousou/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/221014_yoshikil.pdf) [最終確認日: 2023年3月11日]))。

(118) AIは診断、治療等の支援ツールに過ぎず、診断等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負うことを明示した通知(「人工知能(AI)を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」(平成30年12月19日医政医発1219第1号)(厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000468150.pdf> [最終確認日: 2023年3月11日]))。堀尾貴将・川井悠暉「AI技術の医療応用」ビジネス法務23巻1号(2023年)57頁参照。

(119) 「エキスパートシステム(専門家システムともいう)とは、高度な問題を解決することによって専門家の代行や支援を行うコンピュータプログラムである。」(佐藤健・新田克己編著『人工知能と法律』(近代科学社, 2022年)3頁参照)。

(120) 同上・5頁参照。なお、判定するデータ(事例)が事業目的(business purpose)を満たすか否かの判定について、当該システムの機能を超えるものであるという説明である(L.Thorne McCarty, *Reflections on TAXMAN: An Experiment in Artificial Intelligence and Legal Reasoning*, 90, Harv. L. Rew. 837, 850 (1977) 参照)。

(121) 佐藤健=新田克己・前掲注(119)6頁参照。

法務省の見解と同様、税理士法に違反すると評価される可能性があることは否定することはできない旨の見解が監督官庁（国税庁）から示されると解される。

また、納税者の個別の事情や納税者の多様な価値観が存すること、さらに、現時点において、AIやIT技術が納税者の個別の事情等を踏まえた上で分析を行うとは言い難いこと<sup>(12)</sup>を考慮すると、AI等の整理・分析は、納税者の正しい利益を守ることに常に資するものとは言えないと思われる。

したがって、現時点において、税務相談等に用いられるAIは税理士等の税務の専門家の支援ツールに過ぎず、個々の納税者に対する相談等を行う主体は税理士等の税務の専門家であるという解釈が妥当であり、また、そのような趣旨の回答が監督官庁（国税庁）から今後示されると考えられる。

## V おわりに

税務のデジタル化の基本的な考え方や姿勢として、納税者の利便性に配慮したものであるのか、納税者の事業活動の効率化に寄与す

るものかという点が第一義的に必要とされる。例えば、輸出物品販売場における輸出免税手続の電子申請等の義務化において、利用者の視点が考慮されたことが参考になると思われる。このような視点を欠く制度設計は、当該制度の利用が敬遠される結果に繋がると考えられる。

また、税務のデジタル化が進展する状況において、納税者の権利保護を実現するために必要なことは何か、税法上、維持すべき原則や考え方は何かといったことを再度確認する必要がある。前述したように、AIの利活用が進展する状況において、理由付記を通じて、課税庁の意思決定過程を納税者に対して説明する必要性がより高まると考えられる<sup>(13)</sup>。

さらに、税務のデジタル化は今後進展すると思われるが、現時点において、完全ペーパーレス化や税務上の手続の完全デジタル化は困難であると考えられる。納税者の信頼や感情面を考慮すると、現時点において、完全デジタル化は達成できないと思われる<sup>(14)</sup>ことから、税務のデジタル化を進める上で、このような納税者の感情等も考慮した制度設計が必

(12) 例えば、契約類型ごとに、国際課税に関する事項のチェックポイント等を説明したものと、手塚崇史『ケース別Q&A 契約書作成のための国際税務のポイント』（中央経済社、2018年）参照。まだ、実現していないが、リーガルテクノロジーの活用として、これまでの裁判例と同じものや類似するものと比較して、課税される可能性を算定すること等が挙げられている（Huibregtse Steef, Jalan Nupur & Verkamman Jasper, *Treating Tax-Relevant Data as Strategic Asset by the In-House Tax Department*, in *Tax Law and Digitization How to Combine Legal Tech and Tax Tech*, 79 (Michael Lang Robert Risse ed., Kluwer Law International 2022) 参照)。

(13) 解決が容易ではないリーガルテックに係る課題

は、実世界の事実のバリエーションをどのように処理するのかといった「実世界事実の多様性問題」、言語化されておらず、法曹が感覚により諸事情を総合判断している「総合衡量問題」であると説明されている（佐藤健＝新田克己・前掲注(119)189頁－190頁参照）。

(14) 学生進路決定システムの意思決定において、不公平な疑惑が明らかになった事例等を例示し、人工知能技術をコントロールすることが喫緊の課題とする見解である（佐藤健・新田克己『人工知能と法』研究における今後の展開』ビジネス法務23巻1号（2023年）102頁参照）。

(15) 「完全ペーパーレスは実現不可能」日経ビジネス2165号（2022年11月7日）98頁参照。

要とされることが考えられる。

ただ、経済社会の大きな流れとして、税務のデジタル化の進展がより求められることから、納税者を窓口からHP（サイト）の利用といったデジタルを活用した手続等へ誘導する上で、これまで以上に納税者の信頼を確保す

ることに配慮する姿勢や取組が必要になると考えられる<sup>(126)</sup>。例えば、税務訴訟資料等の争訟事例を含む広い範囲の税務上の情報をデジタル化した形で公開する取組<sup>(127)</sup>がより必要になると考えられる。

(126) 例えば、窓口でしか必要な情報を提供していない事例が多いことが行政手続のデジタル化の課題であり、デジタルでの手続に誘導する分かりやすい案内が必要であるという見解である（森浩三「地方公共団体における行政手続のデジタル化と情報連携の実務的課題—マイナンバーを中心として」ジュリスト1556号（2021年）47頁参照）。

(127) 税務を含めたリーガルテックに係る技術の開発や利用に関して、課税庁や特定の法人による寡占化と秘匿化が進むことは、当該法人等が提供するAI技術の検証や再現性を困難にする可能性がある（谷口忠大「AIの新フェーズ：基盤モデルが与える社会的インパクト」ビジネス法務23巻1号（2023年）106頁参照）と思われる。同時に、民事判決データをオープン化し、データを活用する上で、プ

ライバシーや営業秘密への配慮といった指摘（ODR 活性化検討会「ODR 活性化に向けた取りまとめ 令和2年3月16日」26頁（首相官邸HP（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/odrkasseika/pdf/report.pdf> [最終確認日：2023年3月11日]）参照）を考慮すると、争訟の当事者が特定されない黒塗等といった争訟の当事者の利益への配慮をしつつ、例えば、行政不服審査裁決の事例の公開（例えば、「行政不服審査裁決・答申検索データベース」（総務省HP（<https://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main> [最終確認日：2023年3月11日]））のように、国税に関する争訟事例をこれまで以上に公開することやデジタル化することについての検討や取組が必要である。